

新型コロナウイルス感染症に関する安城市の対応方針

令和3年5月12日

国及び愛知県の方針や対策に基づき、市民の健康と生活を守ることを最優先とし、感染防止と地域経済活動の両立を維持するため、感染防止対策、雇用対策及び経済支援を推進するとともに、市民生活の中に新型コロナウイルス感染症への適切な対応が定着することを目指し、以下の方針により取り組みます。

1 情報の収集及び提供・啓発

- (1) 国、県及び医療機関などの関係機関からの感染症に関する情報収集を行い、効果的、効率的な対策に活用します。
- (2) 市民や事業者に対して、市公式ウェブサイトやメール、広報紙などを活用し、正確でわかりやすい情報提供を行います。
- (3) 国や県による感染状況などの監視において、注意を要する変化が認められた場合は、市民や事業者に適切な情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけます。
- (4) 市内における感染症患者の発生状況について、人権尊重及び個人情報保護に十分に配慮し、正確で適切な情報を発信します。
- (5) 医療・福祉関係者や感染症患者及びその家族などに対する誹謗中傷など、差別の防止や感染症に対する憶測、デマに惑わされない冷静な行動について啓発します。
- (6) 市民には、「三つの密」の回避やマスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止対策の継続のほか、接触確認アプリ（COCOA）の活用など「新しい生活様式」の着実な実践を促します。
- (7) 事業者には、事業の継続に際して、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践など感染防止対策を促します。

2 感染防止対策

- (1) 安城市新型コロナウイルス感染症対策本部を継続し、感染状況などに迅速、かつ、適切に対応できる体制を維持します。
- (2) 市民一人ひとりの感染予防に関する意識を高める啓発を行い、市民生活や社会活動における感染防止対策の定着を推進します。

- (3) 市内小中学校については、県の感染拡大予防対策指針などを踏まえ、適切な感染防止策を講じて活動します。また、感染状況に警戒を要する重大な変化が生じた場合は、児童生徒の健康を最優先に休業などを検討します。
- (4) 市主催イベントなどについては、県の感染拡大予防対策指針などを踏まえ、適切な感染防止策を講じたうえで開催します。また、感染状況に警戒を要する重大な変化が生じた場合は、市主催のイベントなどの実施の制限を見直します。
- (5) 公共施設については、県の感染拡大予防対策指針などを踏まえ、適切な感染防止策を講じたうえで運営します。また、感染状況に警戒を要する重大な変化が生じた場合は、公共施設の利用制限を検討します。
- (6) 感染拡大に備え、マスクや消毒液をはじめとする感染症対策物資の備蓄の充実を図ります。
- (7) 業種ごとや各施設において策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく感染防止対策を実践します。
- (8) 防災対策として、避難所での感染防止対策を進めます。
- (9) 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方や妊婦を対象とした事業を実施する際は、感染防止に特に配慮します。

3 医療等

- (1) ワクチン接種については、医師会など関係機関と連携して接種体制を整え、市民へ迅速かつ円滑な接種を行います。
- (2) 福祉施設や教育施設などで感染が確認された場合は、市民が安心して当該施設を利用できるよう、国や県の検査体制を踏まえたうえでPCR検査などの支援を行います。
- (3) 季節性インフルエンザをはじめとする他の感染症との同時流行に備え、医療機関などと連携を密にし、必要な対策を速やかに講じます。
- (4) 医療機関などにおける防護具の確保や、感染防止対策の強化に、国や県とともに協力します。
- (5) 市が行う健康診査や予防接種については、国が示す対応に沿って適切な感染防止対策を講じたうえで実施します。

- (6) 自宅療養をされている感染症患者家族などへの生活支援や健康相談を行います。
- (7) 新しい生活様式を踏まえた適切な健康管理について、啓発を行います。
- (8) うつや自殺を予防し、こころの健康を保つために、悩みに応じた適切な相談機関に繋げるよう取り組みを強化します。

4 経済・雇用対策及び生活支援

- (1) 市民の安心安全な生活を守るため、感染防止対策、雇用対策及び経済支援の3本柱に基づく市単独事業のほか、国及び県の予算に計上された各種施策を着実に実施します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症がもたらす市民生活や地域経済への今後の影響を注意深く見極め、感染防止と経済の両立に必要な施策について、時機を逸することなく、臨機応変かつ迅速に対応します。
- (3) 生活に困窮する市民に対しては、庁内各部署と関係機関が連携して、生活状況を把握するとともに、対象者への丁寧な聴き取りと寄り添った対応により、それぞれのニーズに応じた適切な生活支援策の提供や案内を行います。
- (4) 経済・雇用対策及び生活支援について、困窮する市民に必要な支援が行き届くよう、きめ細やかな情報提供を行います。

5 その他

- (1) 職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、職員に感染者又は濃厚接触者が確認された場合も、業務が遅滞なく行えるよう対策を講じます。
- (2) 市の対策本部を中心に、全ての部署が有機的に連携して対策に当たります。
- (3) 本方針は、今後の感染状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。